

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体は厳しい財政状況の中、様々な行政課題に的確に対応していくため、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体として自立した都市経営を行うため、事務・権限と財源の更なる移譲はもとより、新たな大都市制度（特別自治市制度）の実現を図り、道州制導入も含めた地方制度改革を推進すること。

2. 地方分権改革の推進について

- (1) 国が掲げる地方創生の実現に向け、引き続き「地方分権改革に関する提案募集」など都市自治体からの提案を真摯に受け止め、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。
- (2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。
- (3) 権限移譲については、地域（圏域）の実情に即した特色あるまちづくりに資するよう検討すること。また、権限移譲により地方に財政負担が生じないように検討すること。

3. 地方創生の推進について

- (1) 地方創生推進交付金について、十分な財源を確保するとともに、地方が自主性や独自性を発揮できるような弾力的な対応を取ること。
また、地方版総合戦略の趣旨に沿った政策を継続的に実施できるよう、財政措置を講じること。
- (2) 地域再生計画事業に対して、企業が寄附を行った場合の税額控除の期間（平成28年度から令和元年度）を令和6年度まで延長するとともに企業や都市自治体の意見を踏まえた事務手続きの簡素化やインセンティブの付与など運用の改善を行うこと。また、税制改正が生じる場合は、早急に情報提供を行うこと。

4. 地方財政の充実強化について

- (1) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げ等の必要な措置を図ること。
- (2) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。
- (3) 都市自治体においては、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに地域の様々な課題に対処するため計画的に特定目的基金を造成しているところであり、地方における基金残高の増加のみを理由に地方交付税の削減を行わないこと。
- (4) 固定資産税における償却資産課税は市町村の基幹税源であり、かつ、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するために市町村が取り組む貴重な財源となっていることから、現行の課税制度を堅持すること。
- (5) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図ること。
- (6) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

5. 国庫補助金等に係る財政支援の充実強化について

地域生活支援事業費等補助金などについては調整率を廃止し、補助基準額を市町村の補助所要額と同額にするとともに、社会資本整備総合交付金などについては、地域の実情を踏まえた適切な額とするなど、財政支援の強化及び確実な財源確保を行うこと。

6. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

令和3年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債について、期限の延長及び対象施設の拡大を図ること。

7. 社会保障・税番号制度に係る財政措置について

マイナンバー制度に関わる諸施策において、電子申請の利活用やシステム改修に要する経費、新施策に対応するためのシステム等導入経費、個人番号カードの交付事務等に要する経費など、都市自治体に財政的負担が生じないように、国において財政措置を講じること。

8. ふるさと納税について

ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金による全額補填措置を講じること。

9. 業務改善を目的としたICT技術導入に係る財政措置について

都市自治体の業務改善を目的としたICT技術活用に係る財政措置を講じること。

10. 会計年度任用職員制度導入における財政支援措置について

期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な都市自治体の財政需要の増加について、確実な財政支援措置を講じること。

11. 市庁舎建て替えに係る支援制度の創設について

大規模地震の発生により、災害対策の拠点となるべき市庁舎が直接被災し、災害対策本部として機能しないことや業務継続が不可能となるといった事例があり、復興事務を進めるためには災害の影響を最小限に留める免震化が望まれるものの、必要な財源を調達することが困難な状況にある。ついては、予防的な措置として免震構造を備えた本庁舎等の施設建設への財政支援制度を創設すること。

12. 多文化共生施策の推進について

(1) 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策の推進、国と都市自治体の役割と責任を明確にするための制度設計、加えて国をあげて共生政策を強力に実行できる組織として、「(仮称)外国人庁」を内閣府に設置すること。

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を着実に推進し、受入れ態勢の整備を進めるとともに、推進にあたっては地方に十分配慮し、国の責任により継続的に人的・財政的措置を講じること。

(3) 入国管理法改正による外国人人口の増加に伴う日本語教育人材の養成や日本語教室に対する補助金を創設すること。また、保育園、幼稚園、小・中学校など保育・教育現場における通訳・支援員・指導助手・日本語指導講師などの確保といった諸課題に対応できる新たな支援制度を創設すること。

13. 人事院勧告における地域手当支給地域について

人事院勧告における地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を考慮した指定とするとともに、10年ごととされている見直しの期間の短縮を図ること。

14. 法令・制度改正における速やかな情報提供・開示等について

(1) 現在県を通じて提供される情報について、都市自治体が直接情報を取得できるシステムを構築するとともに、提供される情報の趣旨を示すこと。

(2) 制度の改正・創設等にあたっては、迅速かつ直接都市自治体の意見を吸い上げるシステムを構築するとともに、内容・実施スケジュールを都市自治体の実情に合ったものとする。

15. 犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置について

(1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共

団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じること。

(2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、都道府県警察が所有している犯罪被害者等の情報について、支援を行う地方公共団体と共有し、適切な犯罪被害者支援が行える制度を創設すること。

16. 人権が尊重される社会づくりの推進について

人権が尊重される社会づくりに向け、性的マイノリティ当事者が困難を抱えることなく、安全・安心な生活が確保され、その個性と能力が発揮できる社会を実現するための制度設計並びに法整備を行うこと。また、インターネット上の人権侵害については、広範囲にわたり情報が拡散流布されるなどの特性を踏まえ、速やかに書込みが削除できるよう法的措置も含め実効性のある対策を講じること。

17. 公務員獣医師の処遇改善について

定年退職等により、牛などの家畜衛生行政に携わる公務員獣医師が不足してきていることから、公務員獣医師の増加を図るため、高等な知識技能と高度な自己判断に基づいた業務遂行の資格に相応しい俸給表のガイドラインを示すこと。

18. 多言語音声翻訳の推進について

総務省では「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を推進しているが、外国籍市民が市役所窓口で実際によく使う行政用語の収集などを行い、全国の自治体窓口業務に対応した音声翻訳システムの社会展開の促進に向けた研究・開発を推進すること。

19. 衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

公職選挙法による選挙区の区割りについて、同一市区町村内において複数の選挙区にまたがる区域があることから、期日前投票所及び開票所を複数設けなくてはならず、立会人や投開票事務従事者の確保に苦慮するなど、非効率な選挙事務となっているため、同一市区町村内において単一の選挙区とするよう区割りを見直すこと。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害や原子力発電所事故などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進と継続・強化について

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策について、対策期間内での着実な事業推進を図ること。また、事前防災・減災対策については重要な課題であり、今回の対策期間以後においても、緊急に必要な対策が求められていることから、令和3年度以降も、地方が必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、緊急自然災害防止対策事業債の適用期間の延長をはじめ、引き続き、防災・減災、国土強靱化対策のさらなる継続・強化に向けた財源の確保を図ること。

2. 緊急防災・減災事業債の延長について

緊急防災・減災事業債について、引き続き防災・減災対策事業が実行できるよう、令和3年度以降も制度を延長すること。

3. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災のための財源措置の拡充を講じること。特に土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備については、重点的に整備を進めること。

(2) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

4. 海岸堤防整備、河川改修事業等の推進について

(1) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業や、ダム堆積土砂の活用システムの構築などの、総合的な海岸保全対策を講じること。

- (2) 遠州灘沿岸は砂浜の侵食が進んでおり、高潮や高波、津波などの被害により、地域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、天竜川からの土砂供給の回復に向けた「天竜川ダム再編事業」を含む土砂管理対策の推進や、河道内掘削により発生した土砂による養浜事業への活用等、遠州灘沿岸の総合的・広域的な海岸侵食対策を推進するとともに海岸保全事業等の財政措置の拡充を講じること。
 - (3) 築50年以上経過している三重県管理海岸堤防の機能確保及び老朽化対策に対する支援を行うこと。
 - (4) 防災・減災対策としての効果はもとより、地域活性化へのストック効果も期待されることから、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の財源を確保し、着実な整備推進を図ること。
 - (5) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備や河道掘削などの対策を実施する準用河川改修事業の補助対象要件の緩和及び十分な財源の確保を図ること。
また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備の支援を行うこと。
 - (6) 一級河川雲出川における河川整備計画に基づく河川改修事業の推進を図ること。
 - (7) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。
 - (8) 木曾三川堤防の耐震対策について、引き続き推進するため、十分な財源確保を図ること。
 - (9) 一級河川木曾川の防災・減災対策を強化するため、河川区域内の樹木群の伐採や竹林の伐根といった治水対策を国の直轄事業として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく期間満了後（令和3年度以降）も引き続き実施すること。
5. 雨量計の設置について
雨量をきめ細やかに把握することにより、的確かつ迅速な避難情報の発令が可能となることから一級河川に雨量計を増設すること。
 6. 耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置の延長について
耐震改修が行われた住宅及び要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で令和元年度末までとされている工事期間を少なくとも令和2年度末まで延長すること。
 7. 木造住宅耐震対策の拡充について
木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であることから、寝室など部分的に補強する安価な耐震改修制度を新設するなど、耐震改修

等制度の見直しを行うこと。

8. 緊急輸送道路沿道建築物の補助制度継続・拡充について

民間の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の一層の促進のため、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の補助率引上げ措置の適用期限を延長すること。

9. 非常備消防体制の充実強化について

消防団の強化のために市が実施する消防ポンプ自動車の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等を拡充すること。

10. 地域の安全安心を守る消防団活動のための制度の見直しについて

平成29年3月12日に施行された改正道路交通法では準中型自動車免許の区分が新たに設定されたことにより、改正法施行後に普通免許を取得した消防団員は一部の消防車両の運転ができないことから、改正法施行以降に普通免許を取得した消防団員についても準中型免許区分の車両を運転できるよう法整備を進めること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度について

- (1) 国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕組みであることから、県が全体の責任を負うことが明確となるような制度運用とすること。
- (2) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。
また、制度の一本化が実現するまでの間は、さらなる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財源措置を講じるとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した内容について国の責任において確実に実施すること。
- (3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (4) 子育て支援の観点から、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。
- (5) 子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において、地方単独事業に係る国庫負担金等の減額調整措置を全面的に廃止すること。

2. 介護保険制度について

各都市自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、都市自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とす

ること。

3. 高齢者に対する保健事業の義務化について

令和元年5月の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により、後期高齢者医療広域連合と都市自治体の連携内容や役割が明確化され、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施されることとなるが、更なる介護予防の強化や介護・医療費を抑えていくため、後期高齢者医療広域連合及び委託を受ける都市自治体が被保険者に対して行う保健事業等を努力義務から義務化とするとともに、後期高齢者医療広域連合等が行う保健師・栄養士等医療専門職の人材確保に対する財政的支援を拡充すること。

4. 認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

5. 地域医療の充実と医師等の確保対策について

(1) 危機的状況にある地域医療体制を確保するため、医師のへき地地域医療勤務の義務化、派遣体制の確立などにより、医師・看護師不足、地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療、救急医療の確保等及び、経営が逼迫している自治体病院等に対する財政支援などの医師偏在対策を講じること。

(2) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療体制を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。

(3) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

(4) 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(5) 新専門医制度の実施により、大都市への専攻医の集中が見られることから、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に地域医療再生策を講じること。

(6) 医師の絶対数を増やすため、大学医学部入学定員を増員するとともに、臨床研修医の地域への適正配置を行うなど、充実した臨床研修体制の整備を行うこと。

(7) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用が地域医療の崩壊を招きかねないことから、診療科や地域における医師の偏在及び病院機能の違い等を考慮し、医師の労働条件の議論のみならず、医師の需給バランスについても十分に考

慮すること。

- (8) 医師業務のみに認められているへき地等への労働者派遣事業について、総合的な医療の質を維持するため医師以外の医療関係職種についても承認すること。
- (9) 生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方を担う薬局についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう法整備を行うこと。

6. 幼児教育・保育無償化について

- (1) 保育無償化に伴い保育希望者の増加が予想されることで、待機児童の解消は喫緊の課題であり、教育・保育施設の整備には多額の費用を要することから、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度を内閣府に統合するなど、制度の一本化を図るとともに、その補助率については厚生労働省と同じ2/3とすること。
- (2) 施設整備の拡大を図ることで必要となる人材を確保するとともに、保育の質の確保に必要な対策を行うこと。
- (3) 幼児教育の無償化が国策として重要な少子化対策の一つであることから、地方自治体の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないように、確実な財源確保と地方財政措置を講じること。
- (4) 交付団体・不交付団体に関わらず、幼児教育の無償化に伴い地方に新たな財政負担を生じさせることがないように、不足分に対する交付金等の財政措置を実施すること。
- (5) 幼児教育・保育の質の確保と向上のため、確実な財源確保と地方財政措置を行うとともに、食材料費（給食費）の取扱いについては、全額保護者の実費負担とせず、公定価格に含む取扱いに統一すること。

7. 少子化対策について

全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

8. 総合的な福祉施策への財政支援について

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供を推進するため、多世代交流・多機能型の福祉拠点となる複合的な施設の整備に対する支援制度を創設すること。

また、創設されるまでの間において、既存の対象者別の施設整備補助制度に係る申請時期や整備期限の柔軟な運用を図ること。

9. 障害者差別解消法等における合理的配慮の提供等に係る財政措置について

障害者差別解消法において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、障害者雇用促進法においても、事業主が講ずべき措置として同様に義務付

けられたことから、障がいを理由とする差別の解消に向け、都市自治体等が提供する合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

また、地域生活支援事業費等補助金についても、補助率に見合う適正な措置を図ること。

10. 障がい者（児）の支援施策の充実について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）にとって必須事業であるが、都市自治体の財政負担の増大に反して事業対象経費に対する補助割合の低下・補助対象事業の縮小が続き、事業の継続が困難になっているため、事業実施に見合った財政措置を行うこと。

11. 予防接種事業について

- (1) 先天性風しん症候群（CRS）の発生を防ぐため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等成人に風しんの抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。
- (2) インフルエンザワクチンの流通が滞ることのないよう、各医療機関への周知や協力要請など、ワクチンの円滑な流通について、関係機関への配慮及び対策を講じること。
- (3) 小児を対象とした、おたふくかぜの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

12. 歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象に、新たに妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

13. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

14. 放課後児童健全育成事業に関する建築基準法等の緩和について

放課後児童健全育成事業において学校の余裕教室を活用するために障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

(東海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、雇用を創出し、地域の発展を図るための産業振興施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の拡充について

地域の安全・安心と暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に重要な役割を担う幹線道路や高速道路の整備・改築、橋梁の長寿命化をはじめ、河川管理や砂防管理、市街地再開発、土地区画整理事業、都市公園、下水道施設等の社会基盤整備や老朽化対策などを計画的かつ着実に実施していくため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、適切な配分と拡充に努めるなど地域の実情に即した財政措置を継続するとともに、都市自治体の自由度の回復、使い勝手の向上を図ること。

また、都市自治体が管理する橋梁やその他道路構造物等の点検及び修繕に係る支援制度を充実すること。

2. 国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

3. 道路橋梁整備事業の促進について

(1) 地域の発展と安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(2) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、国道1号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

(3) 災害時の緊急輸送路の確保及び慢性的な交通渋滞の解消、地域経済活動の活性化を図るため、国道150号バイパス（南遠幹線・榛南）の未整備区間について、早期に事業着手すること。

(4) 国道1号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置付けられているも

の、現在、慢性的な交通渋滞が発生しているため、住民生活や産業・経済活動に支障をきたしている。バイパスの4車線化により、交通渋滞の解消、企業活動の活性化、医療サービスの向上等を図るため、早期に事業着手及び事業促進すること。

- (5) 空港アクセス道路は空港アクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備でもあり、空港アクセス道路（榛原吉田ICルート（南原工区））早期開通のための整備予算を確保すること。
 - (6) 慢性的な道路渋滞の改善や地域経済活動の活性化を図り、災害に強い道路ネットワークを構築するため、(仮称)伊豆湘南道路整備の早期実現を図ること。
 - (7) 新名神高速道路、東海環状自動車道の早期全線開通及び生活に密着した県道、市道整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
 - (8) 名阪国道から新名神高速道路を経て名神高速道路をつなぐ、名神名阪連絡道路に早期着手すること。
 - (9) 国道167号磯部バイパス等、伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。
 - (10) 熊野尾鷲道路Ⅱ期及び熊野道路の早期完成、紀宝熊野道路の早期工事着手を図り、紀伊半島を一周する道路を早期に整備すること。
4. 河川及び港湾整備事業の促進等について
- (1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸の整備及び多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。
 - (2) 河川ポンプ整備については、治水対策上極めて重要なインフラであるため、老朽化に伴う改修工事費について、補助制度を創設すること。
 - (3) 住民の生命や財産を洪水被害から守るため、木津川上流地域の治水対策として、川上ダム建設事業の完成に向けた確実な予算確保と河道掘削事業を早期に完成すること。
5. 水道事業への支援等について
- (1) 今後想定される東海・東南海・南海地震に備えて、水道施設の耐震化及び更新を加速していく必要があるため、生活基盤施設耐震化等交付金の交付率の引上げ及び採択基準の緩和を図ること。
 - (2) 水道事業において、自然条件等により建設改良費が割高なために資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業については、高料金対策として、一般会計による経費の繰出しが認められているが、繰出基準は前々年度における有収水量1m³当たりの資本費及び供給単価であり、年度ごとに基準が変動するため、年度によって繰入れ出来ない状況があることから、事業統合前に高料金対策の対象であった場合は、毎年変動する単価等に関わらず、統合後10年間は引き続き対象となるよう見直しを図ること。
6. 下水道事業への支援等について

- (1) 今後下水道施設の改築更新が本格化することを踏まえ、下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に対する国の責務の観点から、平成29年度に廃止となった「下水道老朽管の緊急改築事業」の復活又は恒久的な支援制度の創設など、下水道施設の改築への国庫負担を確実に継続するとともに、改築事業予算を増額すること。
 - (2) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金の主要な管渠の範囲についての弾力条項要件の緩和についても再制度化するとともに、効果促進事業について末端管渠整備を再度交付対象とすること。
 - (3) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。
 - (4) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。
 - (5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。
7. 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業について
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業における農業集落排水施設の最適整備構想作成に係る交付金の上限額800万円を撤廃すること。
 8. ため池に係る防災減災対策について
農村地域防災減災事業（公共）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）について、ため池の防災対策推進の事業における定額補助は、令和2年度で終了予定となっているが、施設数に応じた適正配分を図るとともに定額補助制度を延長すること。
 9. リニア中央新幹線事業の推進について
リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融资の活用等による支援を継続実施していくこと。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、中間駅の概略位置を早期決定し、公表されるよう働きかけること。
 10. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について
首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。
 11. 公共交通政策の推進について
 - (1) バスは地域住民にとって欠かせない公共交通機関であるが、運転士不足や利用者

の減少により路線の維持が困難となっている。公共交通機関の確保・維持のため地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び地域内路線に係る補助の予算を確保すること。

- (2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、地域鉄道事業者に対する運行費支援制度を創設すること。
- (3) 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど財政支援措置を拡充すること。また、地域鉄道の利用促進に係る支援制度を創設すること。
- (4) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。
- (5) 超高齢社会を見据え、今後コンパクトシティ化を目指す中で、既存の鉄道路線を地域公共交通の軸として活用していくことは有効であるが、安全に運行を行うための鉄道施設・車両の整備、更新と災害時の復旧費用に対する支援の強化並びに鉄道運営に対する支援制度を創設すること。また、地方バス路線の運営に対する支援制度を強化すること。

12. 地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

13. 中部圏開発整備法に基づく都市整備区域の見直しについて

市町村合併に伴う状況変化や都市整備区域の指定から長い年月が経過するなどの環境変化により、現状とそぐわない状態となっている中部圏開発整備法第13条に基づき指定されている都市整備区域の見直しを図ること。

14. 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

- (1) 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な措置がされるよう、良好な山林や土砂災害危険箇所等、立地の規制に係る法整備、所要の措置を講じること。
- (2) 太陽光発電設備がFIT法の認定基準に従い適正に設置されていることを国が責任をもって確認すること。
- (3) 事業計画の認定について、関係法令及び条例の周知・遵守を徹底するほか、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への説明とその結果の国への報告を義務付ける等の法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを構築すること。
- (4) 運転開始後も、平時・非常時において地域住民や地元自治体と密接なコミュニケーションを取るもののほか、適切な管理を義務付けるなどの法整備を図ること。

- (5) 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、現在の法制度では設備の撤去及び処分に関して強制力のある規定がないため、設備の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組み（供託金、撤去処分費用の積立義務化等）を整備すること。また、撤去されずに放置された場合は事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりについても早急に検討すること。

15. 亜炭鉱廃坑処理に係る支援制度について

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

16. 無電柱化に向けた取組の推進について

無電柱化の推進に向け、低コスト手法に用いる製品の標準化（汎用品化）により使用資材の低コスト化を図るとともに、試験検証段階である直接埋設方式の早期実用化を進めること。

17. 安全なまちづくりの推進について

- (1) 安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現し、防犯力の高い地域づくりを推進するために、街頭防犯カメラを設置する団体に対する国の制度設計に基づいた統一的な助成制度を創設すること。
- (2) 本年5月に発生した滋賀県大津市の園児死傷事故をはじめ、近年増加する子どもが犠牲となる痛ましい交通事故への対応として、園児・児童・生徒の通学路や園外保育コース等における安全対策を早急を実施するとともに、道路交通環境の改善に係る交通安全対策特別交付金制度の拡充、又は交付金の上乗せをする制度の創設を行うこと。また、事故を未然に防ぐ自動車急発進防止装置について、後付安全装置の取付補助制度を実施する都市自治体に対する支援の制度化を図ること。
- (3) 高齢者の運転免許証自主返納の促進について、運転経歴証明書の取得を行う自主返納者の負担が発生しないよう統一的な取扱いとするためにも、運転経歴証明書の取得に係る発行手数料を免除すること。

18. 生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 地域が有する資源や特性を最大限活かし、直面する諸課題を克服するだけでなく、地域の活性化など持続可能な社会への転換につながる「地域循環共生圏」を推進する具体的な制度や施策を示すとともに、各地域で「地域循環共生圏」を推進するための具体的な支援を行うこと。なお、推進に当たっては、市町村の意見を十分に反映させること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金について、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとと

もに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充又は人口要件の緩和を図ること。

- (3) 浄化槽改築に係る補助金について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠が補助対象となるように制度を拡充するとともに、官民の所有形態及び施設の処理人員に関わらず補助対象とすること。
- (4) 浄化槽設置整備事業において、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件が令和元年度から大幅に改正されたが、市の負担が大きく増えるため、平成30年度以前の要件に戻すこと。
- (5) 合併処理浄化槽の設置促進のため、国庫補助基本額を上げるとともに、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費に対する補助制度を創設すること。
- (6) 循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に併せて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、新施設建設後に解体工事を行う場合には交付対象とならないことから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするなどの財政措置を講じること。

19. 公共施設等に係るアスベストの除去について

- (1) 地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する財政負担を軽減するため、アスベスト処理に係る安全でより安価な工法の研究・普及に、官民一体となって取り組むこと。
- (2) 公共施設の老朽化が課題となる中、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上げ塗材の調査・除去を行う場合に調査費用のみならず除去に要する費用の国費負担を行うこと。

20. 空家等対策の推進等について

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（第15条）による財政上及び税制上講ずる措置等について、空家等の所有者等の経済的負担の軽減を図るため、除却費用に要する補助や地方交付税制度の一層の拡充など財政的措置を講じること。
- (2) 空家等に係る固定資産税情報のうち、未登記の空家等に係る不動産登記法の表題部記載事項や評価額、課税の特例適用の有無、固定資産税額等の情報について、調査権限を付与すること。
- (3) 空家等対策を推進するため、相続登記が適正かつ速やかに行われるよう、手続きの簡略化や義務化が図られるよう法整備をすること。併せて、所有者不明空家等の発生抑制や解消に向けた相続放棄対策の検討を加速化すること。

21. 空地等対策の推進について

空地等対策の推進について、空家等対策の推進に関する特別措置法に類する法律の制定による対応を早急に検討すること。

22. 災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、必要な財源措置を講じること。

23. 廃棄物の定義について

廃棄物処理法の定義により、事業系廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分が分かれているが、この区分を見直し、新たな枠組みづくりについて早急に検討すること。

24. 公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

25. 山岳環境保全対策支援事業費補助金制度の拡充等について

火山噴火や気候変動に伴う予想困難な気象条件下での登山者の安全確保、増加する外国人など多様な登山者の利便性・快適性の向上を図るため、山岳環境保全対策支援事業費補助金制度の拡充と山小屋環境の向上に資する総合的な支援策を創設すること。

26. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、料金を商品購入時に支払う「前払い方式」を早急に導入するとともに、排出の際には、メーカーが責任を持って自宅まで集荷する制度を早急に導入すること。また、家電リサイクル製品の義務外品についても制度の拡充に資する新たな方法を検討すること。

(2) 不法投棄されたりリサイクル対象家電製品を市町村が回収した場合、メーカーに最終的な責任を持たせる制度を導入すること。

27. 入国管理法改正による受入れ体制の整備について

企業等に就労している外国人従業員の日本語能力の向上や、日本の社会・文化への理解促進を図るため、就労先である企業等が行う外国人従業員への日本語等教育に対する助成金制度を設ける等、入国管理法改正による受入れ体制の整備に必要な人的支援・財政措置を講じること。

28. 高速道路料金に関する基本方針の見直しについて

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成25年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

29. 豚コレラ対策について

(1) 飼養衛生管理基準に基づき、防疫体制を徹底している農場においても豚コレラの感染が確認されていることを踏まえ、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を改定し、豚に対する早期のワクチン接種を国の責任、負担のもとで実施するとともに

に、接種豚の円滑な流通が図られる仕組みを構築すること。また、豚コレラの発生原因と感染経路の早期解明に努めること。

- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚コレラなど家畜伝染病の国内の侵入を防ぐため、検疫体制を強化すること。
 - (3) 県及び市町村並びに農場が行う防疫対策の取組みに対する支援の充実を図り、豚コレラ発生農場へ交付される手当金等に対する免税措置を実施するなど、被害を受けた経営者の不安を解消するとともに、早期に経営が再開できるよう経営再建支援の強化を図ること。
 - (4) 食肉処理業者や流通業者への補償や支援制度を創設すること。
 - (5) 豚の入荷頭数減少に伴い、収入減による経営上の影響が見込まれる、と畜場の設置者等への財政支援を実施すること。
30. 農林水産業の振興施策の充実強化について
- シイタケ等の特用林産物栽培については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早期に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。
31. 農業次世代人材投資事業の予算確保について
- 担い手の育成・確保を目的として農業次世代人材投資事業を実施し、交付対象年齢も50歳まで引き上げられているが、対象者すべてに支給できるよう予算確保を図ること。
32. 野生鳥獣肉等の利活用に関する支援強化について
- 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等の利活用促進について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業強化を推進するなど、国が積極的に関与して事業推進を図ること。
33. 主伐事業への支援について
- 材価の低迷等により森林経営が厳しい状況において、木材を有効活用し、森林・林業の再生を確実なものとするため、主伐事業への直接的支援制度の創設を図ること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小中学校の学級編制標準について

きめ細かな教育指導を実施するため、小中学校の全ての学年において学級編制標準を35人以下とすること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 新学習指導要領実施において、学校に求められるものは今以上に多種多様となるなか、質の高い教育を維持しながら教員の業務負担軽減を図り、働き方改革の推進につなげるため、加配教員も含めた教職員定数を大幅に拡大すること。
- (2) 小中一貫教育推進における乗入授業のための専科教員増員などの課題を解決し、教員の働き方改革を促進するため、基礎定数を根本的に見直し、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
- (3) 栄養教諭や学校栄養職員は安心・安全を最優先する職務であるにもかかわらず業務量に見合った人員でないことから、適正な配置基準に見直すこと。
- (4) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費を確実に確保するとともに、コミュニティ・スクールの推進・充実のためのコミュニティ・スクールディレクターの配置に係る経費については継続した財政支援を行うこと。
- (5) 新学習指導要領に基づく英語教育を円滑に進めるためのALTの安定的な確保について、財政措置を講じること。

3. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に4人に引下げること。
併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、支

援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。

4. 「トライアングル」プロジェクトへの支援制度の創設について

発達に課題をもつ子どもの健やかな成長を促すためには、就学前から就学後までの切れ目のない更なる相談体制の充実が必要となることから、「トライアングル」プロジェクトの構築に対する人件費や事業に係る経費などを支援する制度を創設すること。

5. いじめ防止対策について

(1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家(弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等)の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

6. 外国人児童生徒の教育支援について

(1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営にあたり、事業に対する補助の継続及び拡充を図ること。

(2) 日本語の理解が不十分な外国籍児童生徒が学校に編入する前に、学校教育で必要な生活指導や日本語指導を行うための拠点校又は、拠点教室を設置すること。

(3) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、対象児童生徒数が10人未満の学校であっても配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うこと。

7. 学校ICT化の支援について

(1) 国の「ICT環境整備方針」における2022年までの目標水準に達するためには多額の費用が必要であるため、一般財源による地方財政措置ではなくICT環境整備のための財政支援制度を創設すること。

また、教員へのICT研修制度の充実やICT支援員の配置に係る人的及び財政的支援を行うこと。

(2) QRコードを掲載した教科書の使用にあたって、すべての児童・生徒が平等に利活用できるように、小中学校のICT環境整備に必要な財源の確保を行うこと。

8. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 公立小中学校施設の老朽化や長寿命化対策に係る国における財政措置について、学校施設環境改善交付金の基準単価の増額、補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を行い、継続的な財源を確保すること。

(2) 大規模改造(老朽)の教育環境改善事業について、最小限の資金で学校施設の長寿命化を図ることができるよう、屋根防水や外壁の改修など建物外部の改修のみ

でも補助対象となるよう制度を拡充すること。

- (3) 学校における空調設備の設置を促進するため、公立学校施設整備事業学校施設環境改善交付金において、空調設備のリースの場合についても補助の対象とすること。
- (4) 児童生徒の教育環境を改善するために学校トイレの洋式化を早急に行うにあたり、学校施設環境改善交付金の補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げを行うとともに、優先採択とすること。
- (5) 義務教育学校の「共同学校事務室」について、都市自治体の規模により整備状況に差が生じないように備品・消耗品等の整備について財政的な支援を講じること。
- (6) 学校給食にかかる施設整備について、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、増築を伴わない改修についても補助対象とすること。

9. 学校統合による学校整備に対する支援

公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく中において、現行の補助制度・補助割合では、用地取得費に係る補助金が無く、津波浸水想定区域外への高台移転、校舎等の嵩上げに対する補助についての申請要件が厳しいため、事業推進が困難な状況となっていることから、補助制度の要件緩和、新設を含めた制度の早急な見直しを図ること。

10. へき地児童生徒援助費等補助金の拡充について

小中学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行が必須となるが、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱では、バス運行委託費の補助対象期間が統合から5年間となっており、恒久的な財政負担が大きくなるため、補助対象期間を撤廃すること。

11. 文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、国登録有形文化財（建造物）を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する財政支援制度を創設すること。